

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和7年4月3日
支出負担行為担当官代理
北海道開発局 釧路開発建設部次長 西尾 克則

1 業務概要

(1) 業務名

川湯跡佐北地区 アメマス川幹線明渠排水路用地測量等業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務内容

基準点測量 4級基準点 21点
用地測量 延長 1.18km 面積 2.60ha
立竹木(用材林)調査 3.37ha 算定 1.13ha

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年12月17日まで。

- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 北海道開発局における業種区分「測量」に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でな

いこと。

カ 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領(平成12年12月19日付け北開局工第333号)
第27条の規定に基づく指名基準による。

なお、保有する技術職員の状況、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、
業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10者程度
とする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒085-8551 北海道釧路市幸町10丁目3番地

北海道開発局 釧路開発建設部 契約課上席専門官（業務入札担当）

電話0154-24-7125（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和7年4月3日から令和7年5月21日までの行政機関の休日に
に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9
時00分から18時00分まで、電子入札システムにより交付する。（ただし、最終日は10
時00分まで。）紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ
電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参
加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期限、提出先及び方法

令和7年4月3日9時00分から令和7年4月14日12時00分までに、電子入札シス
テムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留
郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）
により提出すること。提出先は上記3(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場
合は紙により持参すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年5月21日10時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和7年5月21日10時00分。提出先は、
北海道開発局 釧路開発建設部契約課 上席専門官（業務入札担当）

開札は、令和7年5月27日9時00分北海道開発局 釧路開発建設部 入札執行室
にて行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

- (3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
- ア 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次の次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ウ 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 詳細は入札説明書による。